○七尾市地域づくり協議会の認定等に関する要綱

平成26年11月7日 告示第191号

目次

第1章 総則(第1条-第4条)

第2章 準備会(第5条—第9条)

第3章 地域づくり協議会(第10条―第16条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この告示は、安全安心で住みよいまちづくりを行うために、住民が自主的に組織する地域づくり協議会設立準備会(以下「準備会」という。)及び地域づくり協議会の認定等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この告示において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 準備会 次号に規定する地域づくり協議会を設立することを目的とした組織をいう。
 - (2) 地域づくり協議会 地域の防災防犯、福祉の向上及び社会教育の推進を図るため、自助 及び共助によるまちづくりを行うとともに、地域課題の解決に向けて、協力連携して取り組む組織をいう。

(設立区域)

- 第3条 準備会及び地域づくり協議会の設立区域は、田鶴浜、中島、能登島地区においては町会連合会を単位とし、その他の地区においては地区町会連合会を単位とする。
- 2 準備会及び地域づくり協議会の設立は、1区域につき1団体とする。

(名称及び組織)

第4条 準備会及び地域づくり協議会の名称及び組織は、当該組織の規約において定めるものとする。

第2章 準備会

(認定要件)

- 第5条 準備会は、次の各号に掲げる事項を全て満たすものとする。
 - (1) 当該地区の全町会、各種団体、個人等で構成されていること。
 - (2) 運営に必要な事項を規約に定めていること。
 - (3) 事業計画書及び収支予算書を作成していること。
 - (4) 準備会を構成する団体等の名簿を備えていること。

(設立の届出及び届出の期限)

第6条 準備会を設立した者は、設立後速やかに、準備会設立届出書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に届け出るものとする。

- (1) 規約
- (2) 事業計画書及び収支予算書
- (3) 組織図及び構成団体等の名簿
- (4) その他市長が必要と認めるもの
- 2 前項の届出の期限は、当該準備会の設立後、最初に到来する9月末日までとする。

(準備会の認定)

- 第7条 市長は、前条の規定により届出があった場合は、内容を審査し、第5条の要件に適合すると認めるときは、準備会認定通知書(様式第2号)により当該準備会の代表者に通知するものとする。
- 2 市長は、当該準備会が第5条の要件を満たさないと認めたときは、認定しないものとし、準備会非認定通知書(様式第3号)により当該準備会の代表者に通知するものとする。
- 3 準備会の認定日は、届出があった翌月の初日とする。

(事業内容)

- 第8条 準備会は、主に次の各号に掲げる事業を行うものとする。
 - (1) 地域づくり協議会の規約、組織構成、事業計画等に関する協議
 - (2) 地域づくり協議会で検討する課題の洗い出し
 - (3) 地域づくり協議会に関する地域住民の意見収集及び周知に関する事業
 - (4) その他目的達成のために必要な事業

(準備会への支援)

- 第9条 市長は、第7条の規定による認定を受け、かつ、前条の規定による事業を実施する準備会に対し、次の各号に掲げる支援を行うものとする。
 - (1) 予算の範囲内で、別に定めるところによる支援
 - (2) その他市長が必要と認めるもの

第3章 地域づくり協議会

(認定要件)

- 第10条 地域づくり協議会は、次の各号に掲げる事項を全て満たすものとする。
- (1) 当該地区の全町会、各種団体、個人等で構成され、当該地区の誰もが自主的に参画できること。
 - (2) 運営に必要な事項を規約に定めていること。
 - (3) 事業計画書及び収支予算書を作成していること。
 - (4) 地域づくり協議会を構成する団体等の名簿を備えていること。

(設立の届出及び届出の期間)

- 第11条 地域づくり協議会を設立した者は、設立後、地域づくり協議会設立届出書(様式第4号) に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に届け出るものとする。
 - (1) 規約
 - (2) 事業計画書及び収支予算書

- (3) 設立総会の資料及び会議録
- (4) 準備会での協議資料及び会議録
- (5) 組織図及び構成団体等の名簿
- (6) その他市長が必要と認めるもの
- 2 前項の届出の期間は、毎年4月から6月までの各月20日までとする。

(地域づくり協議会の認定)

- 第12条 市長は、前条の規定により届出があった場合は、内容を審査し、第10条の要件に適合すると認めるときは、地域づくり協議会認定通知書(様式第5号)により当該地域づくり協議会の代表者に通知するものとする。
- 2 市長は、当該地域づくり協議会が第10条の要件を満たさないと認めたときは、認定しないものとし、地域づくり協議会非認定通知書(様式第6号)により当該地域づくり協議会の代表者に通知するものとする。
- 3 地域づくり協議会の認定日は、届出があった翌月の初日とする。

(事業内容)

- 第13条 地域づくり協議会は、主に次の各号に掲げる事業を行うものとする。
 - (1) 地域の防災防犯に関する事業
 - (2) 地域の福祉に関する事業
 - (3) 社会教育及び生涯学習に関する事業
 - (4) 地域の課題を解決するための事業
 - (5) 地域の特性を生かした活性化につながる事業
 - (6) その他目的達成のために必要な事業

(届出内容の変更)

第14条 地域づくり協議会の代表者は、届出の内容に変更があったときは、速やかに、地域づくり協議会認定内容変更届出書(様式第7号)に必要な書類を添えて市長に届け出なければならない。

(地域づくり協議会への支援)

- 第15条 市長は、第12条の規定による認定を受け、かつ、第13条に規定する事業を実施する地域づくり協議会に対し、次の各号に掲げる支援を行うものとする。
 - (1) 予算の範囲内で、別に定めるところによる支援
 - (2) その他市長が必要と認めるもの

(雑則)

第16条 この告示に定めるもののほか、準備会及び地域づくり協議会の設立に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この告示は、平成26年11月7日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに、設立されている、石崎地区準備会、和倉地区準備会、崎 山地区準備会及び東湊地区準備会については、この規定による認定を受けたものとみなす。
- 3 この告示の施行の日の前日までに、設立されている田鶴浜地域づくり協議会、中島地域づく り協議会、能登島地域づくり協議会、徳田地区まちづくり協議会、矢田郷地区まちづくり協議 会、南大呑地域づくり協議会及び高階地区活性化協議会については、この規定による認定を受 けたものとみなす。

附則

(施行期日)

1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、認定された地域づくり協議会については、この告示の規定による認定を受けたものとみなす。

年 月 日

七尾市長

所 在 地 名 称 代表者名

地域づくり協議会設立準備会設立届出書

七尾市地域づくり協議会の認定等に関する要綱第6条の規定により、下記のとおり地域づくり協議会設立準備会の設立について届け出ます。

設立準備会の名称	
設立年月日	年 月 日
添付書類	○規約○事業計画書及び収支予算書○組織図及び構成団体等の名簿○その他

様式第2号(第7条関係)

年 月 日

協議会設立準備会名称 代表者氏名

様

七尾市長

地域づくり協議会設立準備会認定通知書

七尾市地域づくり協議会の認定等に関する要綱第7条第1項の規定により、 地域づくり協議会設立準備会として認定したことを通知します。

名称				
認定年月日	年	月	目	

様式第3号(第7条関係)

年 月 日

協議会設立準備会名称 代表者氏名

様

七尾市長

地域づくり協議会設立準備会非認定通知書

七尾市地域づくり協議会の認定等に関する要綱第7条第2項の規定により、 地域づくり協議会設立準備会として認定しないことを通知します。

名称				
非認定年月日	年	月	日	

年 月 日

七尾市長

所 在 地 名 称 代表者名

地域づくり協議会設立届出書

七尾市地域づくり協議会の認定等に関する要綱第11条第1項の規定により、下記のとおり地域づくり協議会の設立について届け出ます。

協議会の名称	
設立年月日	年 月 日
添付書類	○規約○事業計画書及び収支予算書○設立総会の資料及び会議録○準備会での協議資料及び会議録○組織図及び構成団体等の名簿○その他

様式第5号(第12条関係)

年 月 日

協議会名称 代表者氏名

様

七尾市長

地域づくり協議会認定通知書

七尾市地域づくり協議会の認定等に関する要綱第12条第1項の規定により、 地域づくり協議会として認定したことを通知します。

名称				
認定年月日	年	月	日	

様式第6号(第12条関係)

年 月 日

協議会名称 代表者氏名

様

七尾市長

地域づくり協議会非認定通知書

七尾市地域づくり協議会の認定等に関する要綱第12条第2項の規定により、 地域づくり協議会として認定しないことを通知します。

名称				
非認定年月日	年	月	日	

七尾市長

所 在 地 名 称 代表者名

地域づくり協議会認定内容変更届出書

七尾市地域づくり協議会の認定等に関する要綱第14条の規定により、下記のとおり地域づくり協議会認定内容の変更について届け出ます。

記

協議会の名称				
変更年月日	年	月	日	
変更内容				

※変更内容がわかるように資料を添付すること。